

## 社団法人全日本空道連盟 懲戒規程

### (目的)

第1条 この規程は、社団法人全日本空道連盟（以下「本連盟」という。）における懲戒に関する基本的な事項を定め、不適切な行為の根絶を図ることを目的とする。

### (適用の範囲)

第2条 この規程は、本連盟に会員登録をしているすべての空道人および本連盟の役職員に適用する。

### (違反行為)

第3条 本連盟に会員登録をしているすべての空道人および本連盟の役職員は、「倫理規程」の第3条および第4条に規定している法令等の違反行為ならびに禁止行為を行ってはならない。

### (違反行為に対する処分の種類)

第4条 違反行為を行った者は、その内容及び情状に応じて次の区分により懲戒処分を受ける。役員が登録会員である場合には、役員としての処分と登録会員としての処分を併せて実施することができる。

#### (1) 役員

- ① 注意
- ② 戒告
- ③ 期間を定めての役員の業務停止

#### (2) 登録会員

- ① 注意
- ② 戒告
- ③ 期間を定めての登録停止

併せて、

- ・ 指導者に対しては期間を定めての指導活動の禁止
- ・ 競技者、団体会員に対しては期間を定めての公式試合への参加禁止

#### ④ 除名

- 2 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。
- 3 処分の実施に併せて、本連盟の実施する審判員資格等の停止等の処分、及び加盟団体による役職の解任、指導者資格の停止等の処分を行うことは妨げない。
- 4 処分の基準は別表のとおりとする。

(事案への対応)

第5条 理事長は、内部通報窓口に寄せられた情報、報道その他により違反行為が疑われる事案（以下「疑われる事案」という）を把握した場合には、別途定める基準に従って本連盟で調査・処分することが妥当と認められるものについて、当該事案の事実調査を行うものとする。

- 2 理事長は、疑われる事案のうち、別途定める基準に従って加盟団体その他の団体に調査・処分を委ねることが適当と判断されるものについては、加盟団体その他の団体に調査・処分を委ねることができる。

(懲戒委員会)

第6条 理事長は、疑われる事案について本連盟で処分が必要と認める場合には懲戒委員会を設置する。

- 2 懲戒委員会は、理事長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて審議の上、処分案を理事長に答申するものとする。
- 3 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(処分)

第7条 理事長は、懲戒委員会の答申を受け、必要と認める場合には懲戒処分を行うものとする。ただし、次の処分を行おうとするときは、懲戒処分に先立ち理事会の議決を経なければならない。

- (1) 役員に対する処分
- (2) 1年を超える登録停止処分又は除名処分

(不服申立て)

第8条 本連盟の処分に対する不服申立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる。

(業務の改善の求め)

第9条 理事長は、加盟団体に対して、必要と認められる場合は、業務の改善を求めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(別表) 処分の基準

	除名	指導・競技等の 停止	警告	注意
法令・規程違反行為	○	○	○	○
身体的・精神的暴力行為	○	○	○	○
セクシャル・ハラスメント	○	○	○	○
指導的立場を利用した不適切な行為	○	○	○	○
ドーピングおよび薬物利用	○	○		
大会運営ならびに施設利用時の不適切な行為	○	○	○	○
経理処理・金銭等に関する不適切な行為	○	○	○	○
反社会的勢力との関係	○	○	○	
本連盟の名誉を傷つける行為	○	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じ、処分を決定する。過去において処分を受けている場合には、再度の処分であることを踏まえて処分すること。

(附則)

1. この規程は、平成 27 年 1 月 9 日から施行する。